生徒会会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は,群馬県立西邑楽高等学校生徒会と称する。

第2条 (目的)

本会は、生徒の自主的活動により、会員相互の理解を深め、親睦を図るとともに、学校生活を充実させ、資質の向上と社会の発展に寄与することを目的とする。

第3条 (会員及び顧問)

本会は,本校全生徒を以って組織し,教職員を顧問とする。

第4条 (指導)

本会の決議運営に関する決定権は校長にあり,本会の指導は顧問教師がこれに当る。

第5条 (方針)

本会は常に学校と協力して、その目的の達成を図り、清新発刺な気風の確立に努める。

第2章 役員

第6条 (本部)

会長1名,副会長2名,書記若干名,会計若干名。

第7条 (任務)

- 1. 会長は本会の会務を総理する。
- 2. 副会長は会長を補佐し、会長の事故に際しては、これを代行する。
- 3. 書記は会長の指示に従い,会務を処理し,会議の記録及び会の書類を整備し保管する。
- 4. 会計は会計事務に当る。但し,会費の徴収,支払い,保管等は本校事務室に依頼することもできる。

第8条 (選出)

会長,副会長は,立候補による直接選挙により選出する。書記,会計は,会長による指名とする。

第9条 (任期)

役員の任期は1年とし、7月から翌年の6月末までとする。

第10条 (兼務)

役員は同時に2つの役を兼ねることはできない。

第11条 (補欠)

役員に欠員を生じた場合でも,補欠選挙は行わない。

第3章 機関

第12条 本会には次の機関を置く。

生徒総会,生徒議会,本部役員会,部長会,部,選挙管理委員会

その他,生徒議会は,必要に応じて専門委員会を組織することができる。専門委員会の顧問は,生徒会顧問がこれに当る。

第13条 (生徒総会)

生徒総会は,生徒会長が校長の許可を得て召集し,第 16 条に規定する事項における本会の最高議決機関とする。議決は,すべて出席会員の過半数によるものとする。

第14条 (臨時総会)

臨時総会は,校長の許可を得て,別にこれを開催することができる。

第15条 (臨時総会の請求)

臨時総会の召集を請求することのできるものは,次の通りである。

- 1. 生徒議会
- 2. 全会員の30%以上の要求があった場合
- 3. 校長の要求があった場合

第16条 (総会の決議)

本会は次の事項を行う。

- 1. 決算報告及び予算の承認
- 2. 会則の改正
- 3. その他本会に関する重要事項の議決

第17条 (生徒議会)

- 1. 生徒議会は,会長,副会長,書記,会計, HR 委員長,部長会代表 2 名を以て構成し,開会は 顧問 2 名以上の参加を必要とする。
 - 2. 提案は特別の場合を除いて、出席生徒議員の過半数を以て決せられ、可否同数の場合は議長が決する。
 - 3. 生徒議会は次のことを行う。
 - (1) 総会提出議案の検討
 - (2) 部の新設・降格・廃部
 - (3) その他の必要なる事項

第18条 (本部役員会)

- 1. 本部役員会は、会長、副会長、書記、会計を以て構成する。
- 2. 本部役員会は,生徒会行事の立案,生徒議会で委任された事項の処理,その他,本役員会で審議決定が妥当と思われる事項の処理及び執行に当る。
- 3. 本部役員会は,生徒会の諸機関から提出された生徒会の総合的行事計画を作成す

る。

- 4. 本部役員会は,会長が随時召集し,また,学校並びに生徒会顧問より要求があった場合は,速やかに開かなければならない。
- 5. 本部役員会は、定員の3分の2以上の出席を必要とする。

第19条 (部長会)

- 1. 部長会は,各部間の密接を図り,各部の総合的な計画を樹立する。また,本会則第 17 条による生徒議会の 2 名を選出する。
- 2.部長会は,各部部長を以て構成し,顧問は各部顧問の中より2名がこれに当る。

第20条 (部)

- 1. 部は,会員の自主的活動であり,文化,体育等を通して部員の個性の伸長を図り,親睦を深めることを目的とする。
 - 2. 部は本校会員を以て組織する。
 - 3. 各部は、各1名の部長、副部長、書記、会計を置く。
 - 4 . 本会の部は生徒会組織図のとおりである。

第21条 (選挙管理委員会)

- 1. 選挙管理委員会は,本会則第8条で定める,会長,副会長,書記,云計の選挙及び任期中の変動並びにリコールに関する一切の事務処理に当る。
- 2. 選挙管理委員会は各 HR より選出された各 2 名を以て構成され,任期は 4 月より 1 年とする。
- 3. 選挙管理委員会には,本委員の互選により次の役員を置く。
 - (1) 委員長1名
 - (2) 副委員長1名
 - (3) 書記2名
- 4. 委員長は,委員会を代表して,本委員会に関する一切の事務処理に当る。 副委員長は,委員長を補佐し,委員長の事故に際しては,これを代行する。書記は,選 挙管理委員会の一切の記録,及び書類を整備し保管する。

第4章 解任

第22条

生徒会本部役員をリコールしようとする場合は、全会員の3分の1以上の署名により、 請願書を選挙管理委員会に提出し、特別投票を行うことができる。この投票は、全会員の 4分の3以上の投票を必要とし、その過半数の同意を得なければならない。

第5章 会計

第23条

本会会員は,別に定める入会金及び,会費を納入しなければならない。

第6章 改正

第24条

本会則を改正する場合は,生徒議会の3分の2以上の賛成によって発議し,総会の過半数の賛成を必要とする。

付則

- 1. 本会の運営に当り必要がある場合は、本会則の範囲内で、生徒議会において細則を定めることができる。
- 2. 本会則は,昭和51年4月6日より施行する。

令和2年12月一部改正